

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
平成29年度 第2回専門部会（権利擁護部会）次第

日 時 平成29年 9月14日（木）
午前10時30分から
会 場 市役所 2階 中会議室1

1 開 会

2 部会長あいさつ

3 議 案

- 1 差別解消法パンフレットについて
- 2 差別解消法の説明会について
- 3 合理的配慮等の市報掲載について
- 4 その他

4 閉 会

議案(1) 差別解消法パンフレットについて

パンフレット:別紙のとおり

パンフレット配布先

配付先 (窓口配布)	部数	配布先 (窓口配布)	部数
関宿支所	20	南図書館	20
関宿公民館	20	北図書館	20
二川公民館	20	勤労青少年ホーム	20
関宿中央公民館	20	中央子ども館	15
木間ヶ瀬公民館	20	うめさと子ども館	15
北部公民館	20	谷吉子ども館	15
川間公民館	20	山崎子ども館	15
東部公民館	20	七光台子ども館	15
南部公民館	20	関宿子ども館	15
中央公民館 (文化センター)	20	人権・男女共同参画推進課	15
福田公民館	20	谷吉会館	15
南部梅郷公民館	20	島会館	15
北出張所	20	七光台会館	15
南出張所	20	関宿会館	15
中央出張所	20	人事課	15
せきやど図書館	20	野田商工会議所	30
興風図書館	20	関宿商工会	30

議案(2) 差別解消法の説明会について

昨年4月1日に障害者差別解消法が施行されたことを受け、合理的配慮は民間事業所においては努力義務となっていることから、市の職員対応マニュアルを基に、合理的配慮の必要性について説明会を実施しました。

説明会開催の案内については、野田商工会議所及び野田市関宿商工会の協力をいただき、野田商工会議所1,479会員及び関宿商工会441会員に対し8月上旬発行の会報に説明会案内を同封し、案内をしたところですが、当日はほとんど参加者が集まらず、下記の結果となりました。

8月23日(水) 野田市役所(8階大会議室)
参加者0のため中止

8月24日(木) 関宿支所(いちいのホール4階集会室)
まめっ娘による体験を職員3名、参加者3名
(加藤相談役、一般参加者2名)の計6名が体験。
その後に市職員による障害者差別解消法の説明を行う。

説明会の案内に対する事業者の反応から、障がい者に対する差別という内容に無関心であることから、改めて以下の方法により周知活動を実施しました。

- ・イベント出展者への説明啓発(商店の事業者の出店が多いことから)
8月30日(水) フードフェスタ出展者説明会(野田商工会議所)
40名程度
- 9月11日(月) 産業祭出展者説明会(市役所8階大会議室)
100名程度

今後の対応について

野田商工会議所と関宿商工会に協力を得て、商店会単位の会合で合理的配慮の必要性を説明する。

- ・説明員は、市職員だけでなく、部会員の協力を得たい。
- ・想定される説明時間は10分程度であることから、パンフレットと職員対応要領(抜粋)を活用する。

議案(3) 合理的配慮等の市報掲載について

平成29年7月1日号より1日号に掲載を開始しました。

「みんなで支えるバリアフリー」

7月1日号 点字ブロックの上に物を置いたり駐輪などはやめましょう

8月1日号 音が聞こえないことを伝える標識やマークを知ろう

9月1日号 補聴器などの聞こえを支援する磁気誘導ループのご利用を